

平成16年5月26日  
農林水産省消費・安全局  
生産局

## 平成15年度原料用りんご果汁のパツリン汚染実態調査結果について

農林水産省では、りんご果汁を汚染するおそれのあるかび毒のパツリンのリスク管理を的確に行うことを目的として、平成15年度原料用りんご果汁のパツリン汚染実態調査を実施し、この度、調査結果を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 国内産果汁（概要）

国内産142点（ストレート果汁49点、濃縮果汁93点）について、パツリンの分析を行った。

その結果、食品衛生法に基づいて定める基準値（50ppb）を超えるものはなかった。

#### 2. 外国産果汁（概要）

外国産（濃縮果汁）74点について、パツリンの分析を行った。

その結果、食品衛生法に基づいて定める基準値（50ppb）を超えるものはなかった。

別紙  
参考

#### 問い合わせ先：

農林水産省

消費・安全局農産安全管理課

（代表）03-3502-8111

（直通）03-3591-6585

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 調 査 官 | 新本 英二 | 内線3116 |
|-------|-------|--------|

|      |       |        |
|------|-------|--------|
| 課長補佐 | 谷口 康子 | 内線3108 |
|------|-------|--------|

|     |       |        |
|-----|-------|--------|
| 担 当 | 上久保房夫 | 内線3111 |
|-----|-------|--------|

生産局果樹花き課

（直通）03-3501-3081

|      |       |        |
|------|-------|--------|
| 課長補佐 | 前田 安正 | 内線3626 |
|------|-------|--------|

## 1. 調査方法

### (1) 調査対象

国内産： 平成15年産のりんごから搾汁された原料用濃縮果汁及びストレート果汁

外国産： 平成16年3月末までに輸入された原料用濃縮果汁

### (2) 分析試料

搾汁企業から提供のあった国内産142点及び輸入取扱企業から提供のあった外国産74点

### (3) 分析機関

独立行政法人農林水産消費技術センター

### (4) 分析方法

平成15年11月26日厚生労働省告示第369号と同一の分析方法

## 2. 分析結果

今回の調査では、国内産及び外国産の原料用りんご果汁について調査を行いました  
が、厚生労働省が定める基準値（50ppb）を超えるパツリンは検出されませんでした。

原料用りんご果汁のパツリン汚染実態調査結果

|     | 全試料数 | 10ppb未満<br>の点数 | 10ppb以上<br>の点数 | 最大値<br>(ppb) | 基準値の<br>超過点数 |
|-----|------|----------------|----------------|--------------|--------------|
| 国内産 | 142  | 136            | 6              | 23           | 0            |
| 外国産 | 74   | 68             | 6              | 15           | 0            |

注 本調査での検出限界濃度は10ppb

## 3. 今後の取組等

基準値未満ではあるものの、国内産りんご果汁からもパツリンが検出されたことから、  
GAP（適正農業規範）の策定・普及等を通じて、原料りんご果実及びりんご果汁のパツ  
リン汚染防止対策、パツリン汚染りんご果汁の流通防止等の徹底に努めます。

(参考)

## ○パツリンについて

- 1 パツリンとは、青かびの一種である*Penicillium*属、*Aspergillus*属等のかびが作り出すかび毒であり、りんご果汁を汚染することが知られている。これらのかびは収穫、包装、輸送時等に受けた損傷部から侵入するとされている。
- 2 コーデックス委員会（F A O／W H O 合同食品規格委員会）では、5 0 p p b の最大基準値が採択されている。
- 3 わが国では、平成 1 6 年 6 月 1 日に、食品衛生法に基づく清涼飲料水の成分規格としてりんごジュース及び原料用りんご果汁について、パツリンの規格（5 0 p p b）が施行されることとなっている。
- 4 パツリンについては、長期毒性として、体重増加抑制等の症状が認められている。  
また、急性毒性として、消化管の充血、出血、潰瘍等の症状が認められている。  
なお、国際がん研究機関（I A R C）では、パツリンをグループ 3（人に対する発がん性については、分類できないもの）としている。